

### 3. 非農地証明書の交付に係る事務処理について

現況が非農地化し、かつ、一定の条件に適合する土地については、農業委員会が農地法の適用対象外である旨を証明する非農地証明書を交付できるものとする。

#### (1) 非農地証明書交付基準

次に掲げる基準にすべて該当する土地であること。

- ① 非農地通知の対象とはならない土地
- ② 次のいずれかに該当する土地
  - ②-1 非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、昭和27年10月20日（農地法施行日前日）以前から引き続き非農地であった土地
  - ②-2 災害により表土流出又は土砂流出を受け潰廃した土地で農地としての復旧が困難と認められる土地
  - ②-3 上記②-1及び②-2以外の土地で市町が定めた基準に該当する土地  
(例：農地転用許可不要案件として処理した土地について現況が非農地である旨証明する必要が生じた場合等)

#### 【参考：非農地通知】

農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では耕起、整地ができない土地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは、農地法第2条第1項の「農地」に該当しないものとする。

- ① その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合
- ② ①以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合

#### (2) 農用地区域内の土地における非農地の取扱い

非農地と判断された農用地区域内の土地を直ちに農用地区域から除外すると、周辺農地で営農活動を行っている農業者が不利益を被るだけでなく、農業振興施策を効率的に実施することができなくなるおそれがある。

このため、非農地と判断された土地については、次のいずれにも該当する場合を除き農用地区域内に残置する必要がある。

- ① 農業振興地域整備計画の達成のため一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地
- ② 当該土地を除外（除外後の開発行為を含む。）しても、周辺の農業生産に悪影響を及ぼすおそれがない土地（具体的には以下の a 及び b のいずれにも該当する土地）
  - a 周辺の農業用排水施設等土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがない土地
  - b 周辺の農用地等において、土砂の流出・崩壊等の災害を発生させるおそれがない土地

（上記①について：当該地を除外することにより農用地区域内の集団農地を蚕食又は分断する場合は農用地区域から除外することができないと判断される。）

### （3）非農地証明交付にかかる事務処理

- ① 非農地証明の交付を受けようとする者は、非農地証明書交付願（参考様式第2号）を作成し、農業委員会に提出するものとする。
- ② 農業委員会は、非農地証明書交付願の提出があったときは、上記(1)の交付基準により内容を審査し、必要に応じて現地調査を行うものとする。  
なお、農用地区域内の土地を含む場合は上記(2)に留意することとする。
- ③ 上記②の審査の結果、適当と認める場合には証明書を交付するものとする。

### （4）その他

農業委員会は、上記(1)から(3)に記載した事項のほか、地域の事情に係る事項、具体的な事務手続その他必要な事項等について、別途、定めることができるものとする。

## 第6 許可後の事務に関する事項

### 1. 転用済証明書の発行基準

農地の転用許可がされた後に、土地登記簿の地目の変更登記申請に添付する「転用済証明書」を農業委員会が発行する場合、「転用済」であることの判断の基準は、次のとおりとする。

#### (1) 基本的な考え方

「転用済」とは、許可申請書に記載された事業計画どおり工事が完成し、かつ、申請地の現況が「農地等」であるとは認められなくなった状態である。

#### (2) 具体的事案についての基準

(1)の基本的考え方に基づいて、いくつかの具体的事案について例示的に「転用済」の基準を示すと次のとおりとなる。

- ① 建物用地、貯水施設用地等のように建物その他の構造物の敷地として利用することをするものについては、許可申請書に記載された事業計画どおりの工事が概ね（一般的には棟上げ程度）完成したものと認められるとき。
- ② 宅地分譲のための宅地造成を目的とするものについては、許可申請に記載された事業計画どおりの工事が完成したものと認められるとき。
- ③ 庭地拡張、通路、露天駐車場又は資材置場等の用地を目的とするものである場合には、事業計画どおりに工事が完成し、かつ、相当の期間目的どおりに利用された結果として申請地の現況が「農地等」でなくなったとき。
- ④ 植林を目的とするものについては、事業計画どおりに木竹が植えられ、かつ相当の期間、当該木竹が生育した結果として申請地の現況が「農地等」でなくなったとき。
- ⑤ その他のものについては①～④に準じて判断する。また、複数の目的が含まれるものについては主たる目的に応じて判断する。

### 2. 許可指令書の訂正願

- (1) 許可申請書の内容に記載の誤りがあったために、許可処分後に当該許可指令書を訂正する必要がある場合には、農業委員会を經由して「許可指令書の訂正願」（様式第14号）を2部（県・農業委員会用、各1部）提出させるものとする。

この場合、必要に応じて願いの内容を証明する書類（例えば、住所の訂正であれば住民票など）を添付させるものとする。

- (2) 農業委員会は、「許可指令書の訂正願」の提出があった場合は、願いの内容について調査をし、訂正することが適当であると認められるときは、県に進達するものとする。
- (3) 県は、農業委員会から「許可指令書の訂正願」の進達があったら、速やかに訂正の上、農業委員会を經由して願出人に交付するものとする。

#### (留意事項)

許可指令書の訂正は、記載の誤りについてすることができるのであって、申請内容の変更を伴うものではない。

従って申請の主要な事項（申請人、申請地、転用目的又は契約の種類等）の内容を変更するような場合には、許可を受け直す必要があることに注意すること。

### 3. 許可処分の証明願

許可指令書を紛失又は焼失等した場合には、次の手続により当事者からの「許可処分の証明願」（様式第15号）に基づき、その証明に応じるものとする。

#### \*記載事項の注意

- (I) 「1. 許可を受けた者の氏名、住所」については、当初の許可指令書と相違ないこと。
- (II) 「2. 許可を受けた土地」については、証明願日時点のものとし、許可後「所在」の変更があった場合は、備考欄に変更内容がわかるよう記載すること。